

(2)地方自治法第180条の5に定める委員会及び委員 (行政委員会)	委員 総数(人)	うち女性 委員数 (人)	女性割合 (%)	うち市民 公募委員 総数(人)	うち市民 公募女性 委員数	女性割合 (%)		女性委員が増えない理由	女性委員を増やすために 工夫していること	今後の見通し	所管部署 (組織順)
1 選挙管理委員会	4	1	25.0	0	0	0.0		地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員は、議会において選挙することとなっているため。		次回の選挙管理委員選挙の際には、女性の委員参画比率に配慮する。	総務課
2 教育委員会	5	1	20.0	0	0	0.0		女性委員の比率は現在20%ですが、平成24年～平成30年は60%、平成30年～令和元年は40%であり、常に低い状況ではない。	任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。	教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て、任命する。」ものとされている。現在、任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しており、今後も同様に配慮していきたいと考えている。	教育総務課
3 監査委員	2	0	0.0	0	0	0.0		代表監査委員は識見を有する方としており、歴代弁護士資格を有する方になっていただいている。原則、辞任する代表監査委員が後任の委員を紹介される仕組みとなっているため、事務局が男女の希望を言うこと出来ないのが現状。また、議選監査委員についても、議会で選任されることから同様。	工夫する余地がない。	左記理由により見通しはつきません。	監査委員事務局
4 農業委員会	14	2	14.3	1	0	0.0		農業経営の中心が男性であることが多い、農業にかかわる地域組織の構成も男性が多いなどが、理由として考えられる。ご家族がすでに農業委員会以外の各種団体の役職をされており、辞退される方も多い。	令和5年7月の改選にあたって、令和4年度より、対象者へのチラシ等の配布、集落の会合等での意向把握、関心があると見込まれた者に対する働きかけ等を行った。また、関係団体に対して女性委員の推薦・登用に向けた働きかけを行った。	令和8年に改選が行われる予定。事前周知と働きかけをしっかりと行い、女性の登用に向けた取り組みを進める。	農業委員会事務局